

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原、ハ一

新潟市条例第 33 号

新潟市歴史博物館条例の一部を改正する条例

新潟市歴史博物館条例（平成 15 年新潟市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 円」を「130 円」に改める。

別表第 1 博物館本館の項を次のように改める。

博物館本館	通年	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
-------	----	-----------------------

別表第 2 常設展示（ミュージアムシアターの映像を含む。）の項を次のように改める。

常設展示 (ミュージアムシアター の映像を含む。)	一般	390	310
	大学生・高校生	260	200
	中学生・小学生	130	100

別表第 3 のうち 1 の表企画展示室の項、セミナー室 1 の項、セミナー室 2 の項及びセミナー室 3 の項を次のように改める。

企画展示室	11,050	18,200
セミナー室 1	1,950	3,250
セミナー室 2	1,950	3,250
セミナー室 3	1,950	3,250

別表第 3 のうち 1 の表備考 4 中「1 円」を「10 円」に改め、別表第 3 のうち 2 の表会議室の項及び日本間の項を次のように改める。

会議室	2,600	4,550	3,250
日本間	2,600	4,550	3,250

別表第3のうち2の表備考4中「1円」を「10円」に改め、別表第3のうち3の表行商の項中「100」を「130」に改め、同表業として行う写真、映画撮影又は興行の項中「1,600」を「2,080」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

##### (準備行為)

- 2 改正後の新潟市歴史博物館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市歴史博物館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。